

修身說苑

K110.1
55
7-8

綴巻ノ便宜ニ従ヒ七八ノ巻ヲ合シテ

一巻ト爲セリ第十八章以下ハ即ハノ

卷ナリ看官之ヲ諒セヨ

明治十二年十二月廿五日 編者識

修身説
卷之二

木戸 麟 編纂

青砥在衛門謹書
摸守平時頼ニ仕ヘテ、采邑
數十所ヲ領シ、其ノ家富饒ナレバ、私事ハ極メテ
節儉ヲ行ヒ、公事ニハ、則金銀ヲ擲チテ、吝マザル
コト、敝屣ヲ捨ツルガ如シ、其ノ他貧窶ノ者ニハ、
衣食ヲ給ヒ、遠方ノ訴訟人、貧ニシテ鎌倉ニ留ル
コト能ハザル者等ニハ、其ノ資ヲ與ヘテ、志ヲ成
サシメタリ曾一士人ノ訟ヘアリ、事相摸守ニ關

スルヲ以衆吏論
ジテ、士人ヲ非ト
セリ、藤綱、權貴ヲ
避ケズ、是ヲ是ト
ヒ、非ヲ非トシケ
レバ、士人之ヲ恩
トシ、其ノ國ニ歸
ラン、トスルニ及
ビテ、之ニ報ヒン



廉ナル藤綱、ナレバ、之ノ公言スルコト能ハズ、錢三百貫ヲ包ミテ、竊ニ藤綱ノ屋後ノ山ニ上リ、之ヲ推シテ、其ノ邸中ニ落セリ、藤綱、之ヲ見テ笑ヒテ曰ハ久、是必彼ノ士ノ爲ル所ナラン、我ノ正レク事ヲ處セレハ、主君ヲ思ヒテナリ、若贈物ヲ得ルノ理アラバ、之ヲ主君ヨリ受ク可キナリト、乃之ヲ彼ノ士人ノ家ニ送リ返セリト云ス、

第二

法國ノ王ルイ第十四曰ハク、定期ヲ愆ラザルハ、
國王ソ禮儀ナツト、宣唯國王ルミサランヤ、人ノ

必守ルボキコトナリ人苟定期ヲ愆テザルトキ
ハ速ニ他人ノ倚信ヲ得可シ、昔アレントンニ仕
ノル一書記アリ、嘗期限ニ後レテ來リ、其ノ罪ヲ
時辰儀ニ歸レケレバワレントン「徐ニ曰ハ久然
ラバ汝必他ノ時辰儀ヲ求ムベシ、否ズハ我他ノ
書記官ヲ求ムベレト言ヘリ、

第三

漢ノ范式字ハ巨卿、少クシテ大學ニ遊ビ河南ノ
張邵ト友タリ、二人各郷里ニ歸ルトキ、式、邵ニ二
年ノ後、君ノ尊親ヲ拜ス所シト言ヒケレバ期ニ

至リ天子、邵其ノ母
ニ饌ヲ設ケテ之
ヲ俟タント言ヘ
バ母ノ曰ハ久ニ
年ノ別ニシテ千里
里ノ結言ナリ爾
何ゾ相信ズルノ
深キヤト、對ヘテ
曰ハ久巨卿ハ信
實ノ士カリ、必其



ノ言ニ乖カジト、其ノ日、巨卿果シテ到リ、堂ニ升
リ、母ヲ拜シ、歡ラ盡シテ別レントゾ

第四

アランス革命ノ底、「ゼルマン」ノ「フランクホルト」
ニ「モセス、ロツスキルド」ト云フ兩替屋アリ、頗入
ノ信任ヲ得タリ、佛軍「ゼルマン」ヲ攻メシキ、ヘツ
スカツサルノ侯、之ヲ避ケテ「フランクホルト」ニ
之キ、金貨ヲ托センコラ「モセス」ニ請ヒレガ「モセ
ス」ハ、危難ノ時ナレバ、固ク之ヲ辭シタリ侯強井
テ之ヲ請ヘルニ因リテ、已ムコラ得ズ、之ヲ諾シ

タムモ詛券

出スコトヲ辭セ

リ、是其ノ無難ヲ

保シ難ケレバナ

リ、侯數千「ボンド」

ノ金貨ヲ輸リシ

トキ、佛軍既侵入

セリ、「モセス」遽ニ、

之ヲ地中ニ埋メ

レトキ、己ガ財六



百ポンドヲ佛兵ノ爲ニ奪レタリ、其ノ後モセス
ハ埋藏セシ、金貨ノ一分ヲ用ヒテ、產業ヲ營ミシ
ガ侯數年ヲ經テ、其ノ國ニ歸ルニ及ビテ、モセス
ヲ召シテ之ヲ問フニ、金貨ヲ失ハザルノミナラ
ズ、五分ノ息錢ヲ加ヘテ之ヲ返サント云ヒ、且當
時ノ景狀ヲ述ベ、其ノ一分ヲ用ヒタルコトヲ謝
シケレバ、侯大ニ其ノ公直ニ感メ、僅ノ息錢ヲ以
再之ヲ托セリ、且歐州各國ノ王侯ニ此ノ事ヲ告
ゲケレバ、王侯皆モセスヲ銀主トセリ、モセス、是
ニ依リテ大ニ富ヲ得タリトゾ、モセス五手アリ
ルノミ。

「ロンドン」パリ、スクワイアノ三所ニ分住セシメ、
皆盛大人ナル兩替屋トナレリ、遂帝王ノ兵ヲ舉グ
ルト否ザルハモセスノ金貨ノ有無ニ由ルト云
フ如キ豪族ト爲リシハ、但其ノ正直ノ一徳ニ在
ルノミ。

第五

鄭叔通、年少キトキ、夏氏ノ女ヲ娶ランコトヲ約
シ、京師ニ遊ビ、學成リテ、官ニ上レリ、後國ニ歸リ
テ、其ノ女ヲ迎ヘントセシトキ、其ノ女病ヒニ因
リテ、亞惜トナレリ、叔通ノ親戚、相謀リテ、他ノ女

ヲ娶ラントス、叔

通ノ曰ハ久無病

ノ時之ヲ娶ラン

ト約ハ病ヒヲ發

スルニ及ビテ之

ニ背クハ吾が心

ニ於キテ安カラ

ズトテ遂之ヲ娶

レリ、其ノ女ノ子

后高官ニ上レリ

ト云フ、

第六

佛國ノピエールト云ヘル人募リニ應シテ、兵隊ニ入り、行軍セントキ、其ノ友人フランメア」ニ、金一千フランクラ託セリ、既メ、フランノア」、商業機ヲ失シ家産ヲ蕩盡シ、貧窶ニ陥レリ、或人フランメア」ニ云ヒケルハ、汝、貧窶ニ苦ムト甚シ、何ゾヒニールノ一千フランクラ使用シテ、一時ノ急ヲ救ハザルヤト、フランメア」ノ曰ハク「ヒエールガ、金ヲ我ニ託セシヨリ、我モ妻子モ曾囊



紐ヲ解キレコトナシ、君子ノ君子ニ託セシ物ハ、
一鎖一鑰ヲ要セズ、我假令餓死ストモ、之ニ手ヲ
觸レジト其ノ後六年ヲ經テ、ビエールガ歸期既
滿チタレドモ、音信アラザレバ、其ノ存亡ヲ知ル
者ナシ、此ノ時「フランメア」ノ貧困益甚久、舉家
饑色アリケレバ、或人又云ヒケルハ、人ビエール
ノ事ヲ知ル者ナシ、其ノ死セシ事、疑ヒナシ、汝其
ノ遺物ヲ受ク可キナリ、何ゾ徒ニ財貨ノ傍ニ坐
シテ、貧困スル、此ノ如キヤ、其ノ財貨ハ、則天ノ
汝ヲシテ、富饒ナラシムル、所以ナリト、フランメ

ア」答ヘテ曰ハ

久我人ノ財貨ニ
依リテ、吾ガ身ヲ
立ツルヲ欲セ
ズ、人バ此ノ囊中
ニ金色粲然タリ
ト思フトモ、我ハ
瓦石ノ磊々タル
ガ如シ、且之ヲ開
ケバ、數頭ノ毒蛇



出デ來リテ、我フ咬マレト思フノミ、我ハ他人ノ
美味ヲ喫セニヨリハ、吾ガ粗糲ヲ食ヒテ、饑餓ヲ
忍バシコトヲ好メリト、一日、街上ニ太鼓喇叭ノ
聲響キテ、一「ジメン」ノ兵隊通行セリ、是則「ピ
エール」ガ久ク敵中ニ囚虜トナリシガ、今其ノ部
下ノ兵ヲ帥ヰテ歸リ來ルナリ「ピエール」ハ「アラ
ンメア」ノ貧窶ヲ見テ、己ガ託セシ財貨ハ、既使
用セシナラント思ヒ、之ヲ問ハザリシガ、「アラン
メア」ハ、其ノ恙ナキヲ賀シ、直ニ金囊ヲ返セリ
ト云フ。

第七

一農夫アリ、其ノ童子ヲ「ニウヨルク」ノ一商家ニ
入レテ、商業ヲ習ハシメタリ、一日、一婦人其ノ舗
ニ來リ、絹衣ヲ買ヒテ、童子之ヲ疊ミシ時、穿穴ア
ルヲ見テ、婦人ニ云ヒケルハ、之ヲ君ニ示スハ、我
ノ務メナリト、婦人乃買フヲ止メテ去レリ、主
人之ヲ見テ大ニ怒リ、書ヲ農夫ニ送リテ、速ニ童
子ヲ攜ヘ歸ルベシト云ヒケルニゾ、農夫ハ驚キ
來リテ、其ノ故ヲ聞ス、主人告グルニ前日ノ事ヲ
以シテ此ノ兒ハ商人ノ才ナシト云ヒケレバ、農

夫ハ、君ノ告グル
所ノモノ、則吾ガ
子ノ罪ナラバ、我
ハ益之ヲ愛セン
トテ、攜ヘ歸リシ
ト云ハ

第八

大岡越前守忠相
ハ徳川將軍ノ臣
ナリ、嘗山田奉行

タリシトキ、山田人和歌山藩ノ人ト、相關スル
訴訟アリテ、數年來決セザリシガ、忠相直ニ之ヲ
斷ジテ、山田ノ人勝ツコトヲ得タリ、是決レ難キ
獄ニハ非リシカドモ、舊ノ奉行和歌山ハ、將軍連
枝ノ大藩タルヲ以其ノ權威ヲ懼レテ、之ヲ決セ
ザリシナリ、時ニ吉宗和歌山ノ藩主ナリシガ其
ノ正直ナルヲ嘉シ將軍ト爲ルニ及ビテ、舉ゲテ
江戸ノ町奉行ト爲シケルガ、忠相遂公明正直ヲ
以顯レタリ、

第九



ギリーキ王ヒラス「ローマ」ト兵ヲ構セントキヒ
ラスノ醫師、陰ニ書ヲ「ローマ」ノ大將「アブリシウ
ス」ニ贈リ。ヒラスヲ毒殺セント欲スルノ意ヲ云
ヒ、以賞ヲ得ント欲ス。アブリシウス其ノ書ヲヒ
ラスニ送リテ曰ハ久王、今ヨリ朋友ヲ擇ブ所以
ヲ慎メト。ヒラス大ニ其ノ雅量ヲ感レ悉「ローマ」
ノ俘囚ヲ還セリ。アブリシウスモ亦ギリーキノ
俘囚ヲ還シテ曰ハ久我ノ姦人ヲ王ニ發露スル
所以ハ、王ノ身ヲ愛スルニ非ザルナリ。吾ガ「ローマ」
ハ堂々正々旗ヲ以敵ニ勝ツコトヲ欲ス。陰
謀姦計ヲ以スルトヲ欲セザルナリト。

第十

晋ノ大夫祁奚、老セリ。晋君問ヒテ曰ハ久孰カ子
ノ職ヲ嗣グ可キ者ゾ。對ヘテ曰ハ久解孤ヲ以セ
ヨ。君ソ曰ハ久子ノ雠ニ非ズヤ。對ヘテ曰ハ久君
可ナル者ヲ問フ。雠ヲ問フニ非ザルナリ。晋君遂
解孤ヲ舉ゲテ之ヲ用ス。後又問ヒテ曰ハ久孰カ
國尉ト。ナス可キ者ゾ。祁奚ノ曰ハ久午ヲ以其ノ
任ニ當ツ可シ。君ノ曰ハ久予ノ子ニ非ズヤ。對ヘ
テ曰ハ久君可ナルモノヲ問フ。子ヲ問フニ非バ

ト君子之ヲ評シテ曰ハク外舉仇讐ヲ避ケズ内
舉親戚ヲ避ケズ祁奚ノ如キハ至公ト云フ可シ
ト

第十一

ワレントンニ一友アリ獨立戦争ノ際英軍ト戦
ヒ其ノ左右ニ在リテ大ニ親愛セラレタリ、會ワ
レントンノ吏員闕ケタレバ衆以爲ヘラク必之
ニ補セラレント時ニ曾ワレントンノ議ニ抗抵
シ且之ヲ陷レント謀リ又其ノ親友ト仇ナル人
アリ此ノ人才能アリケレバワレントンヘ其
可シヤト

友人ノ舉伏咎也此ノ人有用ヒタリ人アリ之
ノ問フニ答ヘテ曰ハ久我令衆國ノ大統領ヲ以
人ヲ用フル間ニ於キテ豈私愛フ以公道ヲ害ス
可シヤト

第十二

宋ノ趙清獻公ハ名ハ林字ハ閔道ト云ス畫間爲
ル所ノ事夜必香ヲ焚キテ以天ニ告グ告ク可カ
ラザル者ハ敢爲サドリシナリ羅馬ノ官長ジュ
リウスドルーシュスハ其ノ居屋四面呈露シテ
近隣ノ人明ニ其ノ中ヲ見ル可シ賞一人アリ之

ニ言ヒケルハ公

ノ居甚便ナラズ

若我ニ卑フルニ、

五タレンントヲ以

セバ、則能ク之ヲ

改メ、入ラシテ、明

ニ見ルコトヲ得

ザラシメント、ド

ルーレュズノ曰

久渢能ク吾が

居ヲ改メ、更ニ開露玲瓏一房ノ屏隱スル者無
我ノ家ニ在リテ、爲ル所ノ者ハ、闔都ノ人皆之ヲ
見ルコト得セシメバ、則我應汝ヲ賞スルニ十タ
レントヲ以スベシト。

第十三

後漢ノ楊震太守トナリテ、東萊郡ニ趣キ、昌邑ヲ
經シトキ、邑ノ令王密ハ、向ニ震ノ爲ニ舉ゲラレ
タル者ナルガ故ニ、夜ニ入りテ、金十斤ヲ懷ニシ、
震ノ旅館ニ往キテ、之ニ遺リケレバ、震辭シテ故
人君ヲ知ルニ、君ノ故人ヲ知ラザルハ何如ゾ



ト云ヘバ、暮夜之ヲ知ル者無シ、願ハクハ君之ヲ受ケヨト云ヒケルニ、震ハ暮夜ト雖天知リ、地知リ、我知リ、子知ル何ゾ知ル者無レト謂フコトヲ得ンヤ

下テ之ヲ受ケサ

リシトゾ

第十四

「ウエリレトシト云ヘル人ハ事務ヲ辦理スルノオアルノミナラズ其ノ行モ亦正直寛厚ニシテ、敵國人民ノ信任ヲ受クルニ至レリ、法國ノ大將バトルトハスペインヨリ多ク高價ノ圖畫ヲ奪ヒ歸リレガウエリントンヘ敵地ニ入ルト雖一錢モ掠奪スルコト莫久過クル所、盡其ノ費エヲ償ヘリ、スペインノ軍四萬人ト共ニ、法國ノ境ニ入りシ時、カペインノ兵、貨物ヲ搶奪セントセリ



「ウエリントン其ノ軍官ヲ呵責スト雖、之ヲ聽カ
ザリケレバ悉其ノ軍ヲシテ其ノ國ニ返ラシメ
タリ法國ニ在ルトキ、其ノ農民貨物ヲ攜ヘ難ヲ
逃レテ英ノ軍塞ニ來リテ、保護ヲ受ケントテ請
フモノアリシトキ、英國ノ相臣ニ寄セシ書中ニ
吾ガ輩多ク金錢ヲ借リテ、未之ヲ償ハザレバ門
ヲ出デ債主ノ顔ニ對スルヲ能ハズト云ヘルニ
トアリケルス、エウレルト云フ人贊美シテ、カエ
リントシノ功業多レト雖此ノ言ヨリ大ナル者
莫久マダ尊キ者莫シ夫三十年ノ間、大臣ノ長ト
ナリ、大功ヲ顯セル人ナルニ、借債ヲ懼ル、ソビ
ノ如シ、其ノ心ノ正直ナルコト知ル可シ、古ヨリ
敵國ヲ襲ヒ、凱歌ヲ奏セシ、帝王將帥ノ中ニ、此ノ
懼心アリシモノ有リヤ、古來ノ史冊上、未嘗此ノ
如キ正直誠樸ノ言行アラザルベシト云ヘリ、蓋
カエリントシ、他人ヨリ物ヲ借リタルトキハ、約
ノ如ク之ヲ償フヲ、最善最貴ノ事トセリ、之ヲ
以惟ルニ、縱令イカナル大事業ト雖、人ノ一錢ヲ
損シテ成スコトハ、必之ヲ爲サミルベシ、

衛ノ靈公、夜夫人ト坐セントキ、車聲轢々トシテ、
闕ニ至リテ止リ、闕ヲ過ギテ復聲アルヲ聞ケリ、
公夫人ニ誰ナラント問ヒケレバ、夫人是必蘧伯
玉ナラント言ヘリ、何ニ由リテ之ヲ知ルヤト問
ヘバ、夫人曰ハ久、妾聞久、禮ニ下、公門、式路馬ト、夫
忠臣孝子ハ昭々ノ爲ニ節ヲ信ベズ冥々ノ爲ニ
行ヲ墮サズ、蘧伯玉ハ賢大夫ナリ、必暗昧ヲ以禮
フ廢セジ、是ヲ以之ヲ知ルト答ヘケリ、公人ヲレ
テ之ヲ視セシムルニ、果シテ伯玉ナリシトゾ、

第十六

リヨーナルド十二歳ノ時、父ヲ喪ヒ、母子自給ス
ルコト能ハズ慨然トシテ謂ヘラク、我ハ能ク讀
ミ能ク書シ、能ク算入若廉直ト勉強トヲ以是ニ
加フルキハ、何ゾ衣食ヲ得ザルノ患ヒアランヤ
ト、母ノ允シヲ得テ、一都府ニ至リ、亡父ノ友ベン
ソント云ヘル、商人ノ家ニ仕ヘタリ、是ヨリ若誤
失アルキハ、直ニ首服メ罪ヲ謝シ、勤勞ヲ以之ヲ
償ハシテ、請ヒケレバ、ベンソント大ニ之ヲ信愛
セリ、ベンソント家ニ女宰アリ、常ニ不正ノ事多
カリケルガ、ベンソントヨーナルドヲ信用ス

ルヲ見テ已ヲ監

察セシムルモノ

ナラント思ヒ、之

ヲ却ケントシテ、

種々ニ之ヲ讒ス

レバ「ベニソノ」ハ

聽カズシテ、其ノ

正直ヲ知ラセシ

トテ、故ニ過多ノ

金貨ヲリヨーナ



鑑

「ドモ托シテ、物ヲ買ハシム人、一錢モ私せザルコ
トヲ示セリ、一日、又、故ニ、金貨ヲリヨーナルド、
傍ニ棄テ置キケレバ、彼ノ婦リヨーナルドニ、之
ヲ拾ヒテ、分タンユトヲ勧メケレドモ、リヨーナ
ルドハ、我ハ之ヲ主人ニ報ゼント云ヒテ、從ハザ
リシトゾ、主人遂リヨーナルドヲ養子ト爲シ、其
ノ家ヲ讓リタリト云ス。

第十七

支那春秋ノ時、宋人玉ヲ得テ之ヲ司城子罕ニ獻
ゼシニ、子罕之ヲ受ケザリケレバ、玉ヲ獻ゼシ者、

此ノ玉ハ之ヲ至人ニ示スニ、寶ナリト云ヘリ、故ニ之ヲ君ニ獻ズルナリト云ヘバ、子罕ハ我ハ貪ラザルヲ以寶トス、汝ハ玉ヲ以寶トセリ、若我汝ノ贈ヲ受ケバ、是我ト汝ト各其ノ寶ヲ失フナリトテ、之ヲ受ケザリシトゾ、

第十八

朋友ハ、人間ノ最貴重ス可キ者ニシテ、之ヲ除ケバ他ニ畢生ノ幸福ヲ輔成スベキ者ナシ、故ニ衆ト苦樂ヲ共ニシテ、己ガ喜ビハ、之ヲ他人ニ分ナ、他人ノ憂モハ之ヲ毫ニ分ツベ、狄仁傑ハ唐ノ并州大原人也ナリ、朝ニ仕ヘテ法曹參軍トナル、時ニ友人鄭崇質、命ヲ受ケテ、遠方ニ使ヒセントス、仁傑之ニ云ヒケルハ足下、老母ノ病ヒニ卧スアリ、遠ク去ランユト、我之ヲ視ルニ忍ビズ、我足下ニ代リテ此ノ命ヲ奉ゼント、乃上書シテ崇質ヲ止メ、自之ニ代レリト云ス、

世人ノ交ルヤ、優遊無事ノ日ニ當リテハ、手ヲ把リテ歡ヲ爲シ、死生相共ニシ、榮辱互ニ受クル者ノ如シ、一旦事不意ニ起リ、禍目前ニ生ズルニ及ビテハ、翻然トシテ、秦人ガ越人ノ肥瘠

ラ見ル如クナ
ルコト往々之
有リ仁傑ノ行
ラ見テ愧ヂザ
ル可ケンヤ、

第十九

一日、英國ノ海口
ニ大風暴ニ起リ、
一舟覆リ沈ミシ
カバ、二船出デ、



之ヲ救ヘリ、沈舟ニ水夫三人アリケルガ其ノ一人ハ既溺レ二人ハ方泅ゲリ、救船ヨリ繩ヲ投シテ、甲ニ及ビケレバ甲ハ受ケズシテ、曰ハ久、願ハクハ先ヅ彼ヲ救ヘ、彼ノ危キヲ一瞬ヲ容レズ、我ハ尚間アリト、乃乙ヲ救ヒ、再繩ヲ甲ニ投ケ掛け、之ヲ救ヒケリ、此ノ時甲ハ將沈マントシタリシトゾ、

第二十

アリスチツハスト云ヘル人、イスチ子スト云ア
人ト事ヲ争ヒ隙ヲ成セリ、一旦アリスチツハス

「イスチ子スニ母ヒタルハ願ハクハ復與ニ驩ヲ
結ビテ朋友トナラント」イスチ子込曰ハク、然リ。
我モ亦心ヲ傾ケテ相交ル可シトアリスチツハ
スミ我ノ年ハ、子ヨリ長ゼリ、故ニ先ヅ我ヨリ意ヲ
起シテ和セント欲スルナリト言ヒケレバ、イス
チ子スハ、我ノ賢誠ニ子ニ及バズ、何ントナレバ
我ヨリ争ヒヲ起シテ子ヨリ和ラ勧スレバナリ
ト言ヒレトゾ

第二十一

細井廣澤擊劍ヲ堀内源太左衛門ニ學ブヲ以赤
穂ノ臣堀部武庸ト門ヲ同クニ、情交尤密ナリ。大
石良雄等四十六人吉良氏ノ邸ヲ襲フノ前夜一
當リテ、源太左衛門ノ家ニ會セリ、廣澤、竊ニ鷄卵
數十箇ヲ齋シテ此ニ趣キ、武庸及ビ他ノ士五人
ト盃ヲ傾久、武庸其ノ鷄卵ヲ地ニ投ジ、碎破シテ
曰ハク、明夜敵讐ヲ破ルモ亦此ノ若シト、廣澤、其
ノ言ヲ壯トシ、一絶ヲ口吟シテ曰ハク、結髮爲奇
士、千金那足言、離別情無盡、膽心一劍存、武庸涙下
ル、數行交誼ノ厚キヲ謝ス、廣澤モ亦涙ヲ拭ヒ、
互ニ慇懃ヲ致シテ別レリ、廣澤既家ニ歸リ、竊ニ

日、月輝凄涼、寒氣殊ニ甚シ、獨妻某氏、睡リ覺メ、訝
リ問ヒテ曰ハク良人何ヲ以深夜ニ至リ、屢高キ
ニ登ルヤ、廣澤ノ曰ハク天象ヲ窺ヒ、星纏ヲ瞻ル
ノミト、獨燈下ニ坐シテ、書ヲ讀ミ、鶴鳴ノ頃、始メ
テ寢ニ就ケリ、蓋是ヨリ先、武庸廣澤ニ告グルニ、
報讐若其ノ志シヲ獲ザレバ吉良氏ノ邸ヲ焚焼
シ、四十六人均ク焰煙ノ中ニ自殺スルヲ以セ
レ故ナリ、東方既白クルニ及ビテ、疾ク門戸ヲ叩
ク者有リ、廣澤遽ニ起チテ之ヲ迎フ、武庸全身血
ニ染ミ、高ク呼ビテ、宿志既遂ゲル、同志ノ士、今

其ノ志シヲ獲ザ
ランユトヲ恐ヘ
懸念シテ已マズ、
其ノ明夜四鼓ヨ
リ八鼓ニ至ルマ
デ、自屋上ニ登ル
コト數回、婢奴門
生皆寢ニ就キテ、
之ヲ知ル者無シ、
時ニ十二月十四



將高輪ノ菩提院

ニ之カントス、平

生ノ交誼ヲ辱ウ

ス誠ニ生別此ニ

限ルト云ヒテ、疾

走シテ去レリ、廣

澤刀ヲ佩ビ、袴ヲ

著クルニ追ヒテ

ズ、跣ニメ追ヒテ

永代橋ニ至レバ



四十六士、橋ヲ過クル、方ニ半ナリ、僅ニ武庸及
ビ面識スル所ノ士五人ト永訣シテ歸レリ

第二十二

人ヨリ受ケタル恩徳ハ、恰危急已ムコトヲ得
ザル時ニ借リタル財物ノ如シ、豈之ヲ償ハザ
ル可ケンヤ、一老農アリ、冬日郊外ヨリ歸ルニ
當リ、途ニシテ、凍蛇ノ將死セントスルヲ見テ、
之ヲ愍シ、懷中ニ入レテ、家ニ歸リ、爐頭ニ置キ
テ、煖メケレバ、其ノ蛇蘇リテ、頭ヲ抗ゲ、舌ヲ吐
キ、蜿蜒トシテ兒童ヲ逐ヘリ、老農大ニ怒リ、斧

ヲ以之ヲ打殺

セリト云フ人

トシテ恩ヲ知

ラザル者ハ何

ゾ此ノ蛇ト異

ランヤ、

彌兵衛ハ江戸銀

坐町平野喜四郎

ノ家僕ナリ、喜四

郎家奴ノ事ニ坐



シ、伊豆國三宅島ニ流サル、ニ及ビテ、彌兵衛喜四郎ヲ懷ヒテ措クノ能ハズ、舟穢ヲ操ルコトヲ學ビ、海賊方小笠原彦太夫ノ部下ノ水手ト爲リ、遂島ニ航シ、比年喜四郎ガ爲ニ蓄ヘシ所ノ物品若干ヲ贈リタリ、後喜四郎赦ニ會ヒテ、歸府シタル時、彌兵衛財ヲ竭シテ、其ノ資用ヲ助ケレトゾ、

第二十三

佛國ニ富饒ナル一婦人アリ、恒ニ貧人ヲ救恤シテ、大ニ衆人ノ尊敬ヲ受ケタリシガ、故アリテ、其ノ家産ヲ盡盡シ、已ムコトヲ得ズ、都城ヲ出デ、



第二十四

羅馬國ニ於キテ、罪人ヲ以野獸ト戰ハシノシ。アリシトキ一大獅アリ、獰猛ノ狀看ル人寒心セザルハ無シ、一罪人ヲ出シテ、之ト戰ハシメントセシガ、獅子ハ忽罪人ノ前ニ佇リ、憤怒ノ猛相ヲ變バ、色ヲ和ギ、進ミ近ツキテ、犬ノ主人ニ媚ブルガ如ク、尾ヲ揮ヒテ、其ノ足ヲ舐リケリ、罪人ハ既死地ニ陥リ、心魂擾亂シテ、爲ス所ヲ知ラザリシガ、其ノ己ニ媚ブルヲ見テ、心ヲ靜メテ、之ヲ熟視シ、其ノ舊恩ヲ忘レバシテ、己ヲ愛敬スルヲ覺

リタリ、此ニ於キ

テ、數千ノ觀客且

驚キ且喜ビ、手ヲ

拍チテ、喝采ノ聲

ヲ發シタリ、羅馬

帝、乃其ノ罪人ヲ

名シテ、其ノ故ヲ

問ヒケレバ、答ヘ

テ曰ハ久臣ハ奴
隸ニシテ、アンド



口クレースト云フ者ナリ、臣ガ主人ナリシ人ア
フリカノ「プロコンレユル」ノ官ニ在リレトキ、臣
其ノ殘酷ニ堪ヘズシテリビ」ノ大沙漠ニ向ヒ
テ逃走セレガ、炎熱燬クガ如クナリケレバ、一窟
ニ入りテ日光ヲ避ケタルトキ、彼ノ獅子、氣息喘
タトシテ馳セ來レリ、臣之ヲ見テ、始メテ其ノ巢
窟ナルコトヲ知リタレバ、既逃グルノ路無ケレ
バ、身ヲ一隅ニ僭メタリシガ、獅子ハ窟中ニ入り
來リテ、臣ヲ害セントスルヲ莫ク、一脚ヲ擡ケテ
臣ニ眎シ、救ヒラ乞フ者ニ似タリ、臣乃仔細ニ之

ヲ檢スルニ、一大刺ノ肉中ニ止ル者アリ、因リテ
其ノ意ヲ領シ、之ヲ拔キ去リ、肉ヲ推シテ膿汁ヲ
出シ、創面ヲ拭ヒテ之ヲ清潔ナラシメタリ、是ニ
於キテ、獅子ハ愉快ノ狀ヲ顯ハレテ、睡リニ就ケ
リ、爾后獅子ト起卧飲食ヲ共ニスルコト三年ナ
リ、一日、獅子ノ他ニ出デ、在ラザルキ窟中ヲ走
リ出デ三日ノ間旅行セレガ、復兵卒ニ捉レテ舊
ノ主人ニ還サレケレバ、主人遂臣ヲ此處ニ送リ、
以人獸戰鬪ノ刑戮ニ處シタリト、數千ノ觀客之
ヲ聞キ、其ノ奇談ニ感シ、皆聲ヲ揚ゲテ、アンドロ

クレースヲ赦シテ、自由ノ身トセンコヲ乞ヒケ
レバ、羅馬帝之ヲ允許セラレタリ、後帝其ノ獅子
ヲアンドロクレースニ賜ハリケレバ、獅子ハ恰
犬ノ如ク、狎レ媚ビタリト云フ

修身說約卷ノ七終

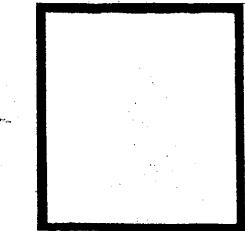
明治十一年九月廿日版權免許 同十三年十一月校訂
同十四年三月廿四日再版御届 同十四年九月五日讓受御届
同十五年十二月十四日六版御届

八
銘文

群馬縣御用掛

編纂人

木戸鱗



出版人

原亮三郎

東京府士族

東京日本橋區
本町三丁目十七番地

脩身說約

木戶麟編輯

九

